

木材製品等の輸出促進対策のうち特用林産物生産施設等整備交付金事業実施要領の運用について

〔 林 野 庁 長 官 通 知
令和 2 年 1 月 30 日 付 け 元 林 政 経 第 2 4 2 号 〕

第 1 趣旨

木材製品等の輸出促進対策のうち特用林産物生産施設等整備交付金事業の実施については、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び木材製品等の輸出促進対策のうち特用林産物生産施設等整備交付金事業実施要領（令和2年1月30日付け元林政経第240号林野庁長官通知。以下「要領」という。）によるほか、本通知によるものとする。

第 2 事業種目別基準等

要綱の別表 4 - 3 に定める木材製品等の輸出促進対策のうち特用林産物生産施設等整備交付金事業（以下「交付金事業」という。）の事業内容ごとの基準については、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

第 3 特用林産物輸出促進計画

- 1 都道府県知事は、特用林産物輸出促進計画（以下「輸出促進計画」という）を作成するに当たっては、要領第 3 に定めるもののほか、次によるものとする。
 - （1）輸出促進計画の対象とする特用林産物生産施設等は、海外市場のニーズに対応する商品生産や国際競争力の強化を図る施設等であって、将来的に輸出促進に貢献する生産・加工流通施設等及びこれに準ずるものとして都道府県知事が認める施設等に限るものとする。
 - （2）輸出促進計画の計画期間の上限は、原則 7 年とする。
- 2 要領第 6 の 4 に定める事前評価及び事後評価の取扱いについては、「森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領」（平成21年 5 月 29 日 付 け 21 林 整 計 第 88 号 林 野 庁 長 官 通 知）を準用するものとする。

第 4 事業実施主体

メニューごとの事業実施主体については、要綱の別表 4 のⅢに定めるとおりとする。
また、事業実施主体は、都道府県知事が定める輸出促進計画に定める目標の達成に向け、緊密に連携を図りつつ事業を実施するものとする。
なお、事業実施主体については、いずれも、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。

第 5 施設整備等の一般的基準

- 1 1 箇所又は 1 施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。
ただし、林野庁長官がやむを得ない事情により必要があると認める場合は、この限りでない。
- 2 補助の対象となる事業費は、当該都道府県又は当該市町村において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。また、施設については当該都道府県において一般的に使用されている仕様を基準とし、規模、構造等についてはそれぞれの目的に合致させる

ものとし、経費の節減に努めることとする。

なお、補助対象とする建物に係る敷地整備の面積は、建坪面積のおおむね3倍以内とする。

- 3 過剰と考えられる施設整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう、都道府県知事は施設整備の事業実施主体と連携を図り計画を検討することとし、施設ごとの投入費用が、原則として別表2に定める上限事業費の範囲内で、必要と認められるものに限るものとする。
- 4 自力又は他の助成によって整備に着手した施設を本交付金事業に切り替えて事業の対象とすることは、認めないものとする。
- 5 個人施設若しくは目的外使用のおそれのある施設又は事業効果の少ない施設は、交付金事業の対象としないものとする。
- 6 交付金事業の対象とする施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- 7 施設等の設置に当たっては、可能な限り木造とし、使用する木材は、「間伐材」又は林野庁作成の「木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月公表。以下「合法性ガイドライン」という。）に準拠した「合法木材」とするよう努めるものとする。
- 8 広く国民・地域住民の利用に供し、その利用料金や販売代金等により運営する施設の利用見込みを設定するに当たっては、近隣地域における同種又は類似施設の利用状況や需要動向等を踏まえたものとする。
- 9 施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）については、次のとおりとする。
 - (1) 事業費が5,000万円以上のものについては、事業実施主体に対し経営診断を受けさせることとし、それ以外のものについても経営診断を受けさせるよう努めるものとする。

なお、経営診断により指摘された改善点等を収支計画等に反映させる等により、当該施設の適切な運営を図るものとする。
 - (2) 事業計画が過大とならないよう、1施設当たりの総事業費は、原則として7億円を上限とする。

ただし、上限を超える必要がある場合にあつては、都道府県知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。
 - (3) 補助残に対する自己資金の割合（事業実施主体の自己資金（事業実施主体として金融機関等に返済の義務がないもの。）／（事業費－補助額（都道府県等による上乗せ補助を含む。）））は、原則としておおむね12%以上とする。
- 10 収支を伴う施設において、生産ラインの増設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加すること（以下「追加事業」という。）は、原則として、既施設の目標年度まで認めないこととする。

ただし、次のいずれにも該当する場合又は都道府県に対し複数年度にわたる事業の計画が事業者より事前に示されている場合は、目標年度の終了前であっても追加の実施を妨げない。

 - (1) 追加事業の実施年度において、目標年度における生産等の目標数値を既におおむね達成している場合
 - (2) 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況である場合
 - (3) 追加事業の実施年度の直近の単年度収支が黒字となっている場合、又は黒字になることが確実である場合
 - (4) 資金の調達が確実である場合
- 11 施設費は、新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有

効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとし、次により補助するものとする。

(1) 施設の入替え（既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。以下同じ。）をする場合は、次の要件を満たすものとする。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、別途定めることができるものとする。

ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おおむね30%以上増大すると見込まれる場合とする。

ただし、既存の機械を環境に配慮した機械に入れ替える場合は、その生産の規模又は能力が同等又は増大すると見込まれるときには補助の対象とすることができるものとする。

イ 対象経費は、事業費から既存施設の処分価格を控除した額とする。

ウ 施設の一部のみを入れ替える場合にあっては、既存施設の耐用年数等を十分考慮して実施するものとする。

(2) 増築、改築、併設又は合体の事業については、次のとおりとする。

なお、既存施設の取壊しに係る経費は、補助の対象としないものとする。

ア 増築

増築とは、新たに施設の面積、容積又は延長を増加することを目的として、既存施設に接続して施設の新築又は新設を行うことをいうものとし、増築によって拡大する部分が既存施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り対象とするものとする。

ただし、既存施設と増築により拡張する部分の受益の態様が異なる場合はこの限りでない。

イ 改築

改築とは、既存施設の全部又は一部を取り壊した後、引き続きこれと用途、規模及び構造が著しく異なる施設を設置することをいうものとし、既存施設の資材を活用することができる場合に限り補助の対象とするものとする。

ウ 併設

併設とは、他種の既存施設に接続して施設を設置することをいうものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り対象とするものとする。

エ 合体

合体とは、他種の事業と同時に合一して施設を設置すること又は二以上の事業実施主体が同種の事業を同時に合一して施設を設置することをいうものとし、設置しようとする施設の設置目的及び利用が阻害されず、かつ、それぞれの事業の固有の工事費又はそれぞれの事業実施主体が負担する工事費が区分され、共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分することが可能である場合に限り対象とするものとする。

なお、合体により施設整備を実施する場合の補助の対象となる経費と対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。また、実施設計費及び工事雑費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するものとする。

(3) 使用する古品古材は、新品新資材と同程度の耐用を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

12 次の場合については、補助の対象とすることは認めないものとする。

(1) 整備を予定している施設の規模等が、計画を達成する手段としては、過大である場合

- (2) 新技術を導入する場合であって、現地での事業効果の発現が十分に明らかでないとき
- (3) 特用林産物生産施設等の収支を伴う施設について、施設規模に見合った原料調達、商品販路の確保等の方策が明確となっていない場合

第6 施設の管理

事業実施主体は、事業について厳正かつ的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

- 1 管理主体（原則として事業実施主体とする。以下同じ。）は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産等については、補助金の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。
- 2 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 3 管理主体は、施設ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立てに努めるものとする。
- 4 事業実施主体が、普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者に管理を行わせることができる。
- 5 施設の処分等の取扱いについては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）を適用するものとする。
- 6 施設等の転用等の取扱いについては、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領」（平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知）を適用するものとする。

附則

この通知は、令和2年1月30日から施行するものとする。

別表1 事業種目別基準

(1) 採択基準

- ① 受益範囲において、当事業で生産する特用林産物について、輸出に向けた取組を行うこと。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね300万円以上とする。ただし、特用林産物生産基盤整備、特用林産物生産資材、特用林産物獣害対策施設については、おおむね100万円以上とする。

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 森林組合

森林組合が収支を伴う施設について単独で事業実施主体となる場合は、「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針」（平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知）に基づき、都道府県知事により中核森林組合に認定された森林組合に限るものとする。

イ 林業者等の組織する団体

(ア) 林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業実施主体にあつては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

(イ) 林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

(ア) 林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）及び地方公共団体等が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

(イ) 事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

エ 地域材を利用する法人

次の(ア)から(エ)までの要件を満たすものとする。

(ア) 特用林産物の生産、加工又は流通を行う者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。

(イ) 地域材が竹材の場合にあつては、地域に賦存する未利用竹資源を有効的に利活用することを目的とする法人とする。

(ウ) 木材安定取引協定（竹材の安定取引協定を含む。）の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとする。

(エ) 施設費により整備する施設の受益戸数は、木材安定取引協定等の締結者とする。

オ 特認団体

次のいずれかの者とする。

(ア) 工種ごとの事業実施主体に該当する者（特認団体を除く。）の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体

(イ) その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

② 特用林産物生産基盤整備の対象は、以下を満たすものとする。

ア 特用樹林造成及び山菜・薬草等造成の事業規模は、1施行地につき、0.1ha以上とする。

イ 作業道等整備の要件は次のとおりとする。

(ア) 作業道の開設及び改良

- a 補助対象とする作業道は、都道府県知事が定めた作業道開設基準に適合するものとする。
 - b 利用区域面積
路線ごとに利用区域面積が次に掲げる基準におおむね該当するものとする。
きのこ：伏込地又はほだ場が1ha以上、なら・くぬぎ・きのこ原木等：3ha以上、桐：2ha以上、竹：2ha以上、その他：1ha以上
 - c 延長：作業道の開設に当たっては、1路線の延長は、おおむね100m以上とする。
 - d 舗装は部分施工とする。
- (イ) モノレール、連絡道の施設の規模、構造等は、それぞれの目的に合致したものとする。
- ③ 特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設の整備を行うに当たっては、事業実施主体は、原則として、生産工程管理手法の導入を図るものとする。
(注) 生産工程管理手法とは、生産者自らが、①作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し作業を行い、記録し、③記録を点検し、改善点を見出し、④次回の生産に活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。
 - ④ 特用林産物加工流通施設（集出荷施設に限る。）の整備を行うに当たっては、当該施設の受益範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。
 - ⑤ 特用林産の振興を図るために必要な施設の整備を行う事業において、必要と認められる場合、事業実施主体は施設の貸付けを行うことができることとする。
施設の貸付けを行うに当たっては、次の要件を満たすものとする。
 - ア 事業実施主体は、市町村、森林組合、森林組合連合会、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。
 - イ 施設の貸付けを受ける者（以下「利用者」という。）は、林業（特用林産物）生産活動に積極的に取り組む意志のある利用者であること。
 - ウ 受益戸数は、原則として5以上であること。
 - エ 事業実施主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、貸付料、その他必要な事項を明らかにすること。
 - オ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（事業費－補助金）／施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。
 - カ 事業実施主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンス等を責任を持って実施すること。
 - キ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。
 - ク 事業実施主体と利用者の間においては、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。
なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議すること。
- ⑥ 収支を伴う施設について
該当する施設は、特用林産生産施設、特用林産加工流通施設、廃床等活用施設とする。
 - ⑦ 受益戸数は、従事者数とし、5以上とする。
- (3) その他
事業内容には、附帯施設の整備を含む。

別表 2 (第 5 の 3 関係) 施設別の上限事業費

<p>上限事業費</p>	<p>特用林産物生産施設等整備</p> <p>ア 特用林産物生産基盤整備</p> <p>(ア) 特用樹林造成</p> <p>新植は面積 1 h a につき 400 万円</p> <p>保育は面積 1 h a につき 125 万円</p> <p>(イ) 山菜・薬草等造成・・・基盤整備は面積 1 h a につき 115 万円</p> <p>イ 特用林産物生産施設</p> <p>(ア) 原木きのこ・・・生産量 1 トンにつき 480 万円</p> <p>(イ) 菌床きのこ・・・生産量 1 トンにつき 320 万円</p> <p>(ウ) 菌床製造・・・生産量 1 万個につき 920 万円</p> <p>(エ) 炭窯・・・生産量 1 トンにつき 200 万円</p> <p>ウ 特用林産物集出荷・販売施設・・・建築面積 1 m²につき 35 万円</p> <p>※ 上記において上限事業費の設定を行わなかった施設等についても、徹底した事業費の低減に努めるものとする。</p>
--------------	--

(注) 地域の実情等やむを得ない事由により、上限事業費を超える必要がある場合にあっては、都道府県知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。